

東京海洋大学発ベンチャーの用語・呼称について

平成18年5月1日
学 長 裁 定

東京海洋大学では、個別特定のベンチャー企業に対して、「東京海洋大学発ベンチャー」という用語・呼称を東京海洋大学のもとで認定・付与することはない。

一般に、「東京海洋大学発ベンチャー」と称して東京海洋大学の研究・教育活動と何らかの関係で起業されたベンチャー企業を指し示す場合が多いが、東京海洋大学では、その用語・呼称の使用は、研究成果もしくは特許発明について出所由来表示をすることに限定して用いるよう求めている^(註)。

従って、特定のベンチャー企業が何らかの理由で自らを「東京海洋大学発ベンチャー」と名乗ることがあっても、それは東京海洋大学の関知・認定するところではなく、マスコミ等やベンチャー企業自らによる「東京海洋大学発ベンチャー」という表現・記述の使用に関しても、東京海洋大学はコメントする立場にはない。

[具体的表示例]^(註)

- (1) 研究成果を、本学の知的財産権として権利化を図っている場合または権利化された場合は、「特許出願番号〇〇〇号 出願人国立大学法人東京海洋大学」等の出願、登録の事実を表示する。
- (2) 東京海洋大学と企業等との共同研究契約等に基づく研究成果である場合には、「東京海洋大学〇〇教授との共同研究」、「東京海洋大学〇〇〇研究室との共同研究」等の事実に基づく表記を行う。